

NORMA

2022
4・5
April & May
ノーマ
社協情報
No.356

特集 1

社協における成年後見制度への取り組み （p.2）

～総合的な権利擁護支援に向けて

社協における成年後見にかかる取り組み状況調査結果の概要

事例1 スクリーニング会議を取り入れた権利擁護支援の体制づくり

奈良県・奈良市社会福祉協議会

事例2 離島での権利擁護支援にかかる体制整備の取り組み

沖縄県・久米島町社会福祉協議会

特集 2

居住支援の必要性と社協への期待 （p.6）

～住宅×福祉で地域を創る～

一般社団法人全国居住支援法人協議会 共同代表 会長 村木 厚子氏

事例 多機関連携の生活困窮者支援から居住支援法人への発展

静岡県・菊川市社会福祉協議会

●発信！地域で取り組む生活困窮者支援【新連載・第1回】 （p.10）

特例貸付の状況分析による継続的な支援と地域への発信

滋賀県・大津市社会福祉協議会

上智大学総合人間科学部 准教授 鎌木 奈津子氏

●社協活動最前線 （p.12）

神栖市社会福祉協議会（茨城県）

職員の資格取得の推進と行政機関等への派遣を通じた

福祉相談窓口のネットワーク強化

●連携・協働のチカラ【新連載・第1回】 （p.14）

企業との連携で地域貢献活動を地域生活課題の解決につなぐ

東京都・大田区社会福祉協議会

●社協が取り組む孤独・孤立対策に向けた子どもの食生活支援【新連載】 （p.15）

●社協職員のシフクノトキ【新連載・第1回】 （p.16）

北海道・本別町社会福祉協議会 佐藤 貴浩氏



社協における成年後見制度への取り組み ～総合的な権利擁護支援に向けて

令和4年3月25日、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「第二期計画」）が閣議決定された。第二期計画では、社協を含めた地域連携ネットワークの構築、日常生活自立支援事業との連携、社協による法人後見の推進等についても挙げられており、権利擁護支援における社協の役割への期待が高まっている。また、成年後見制度だけではなく、日常生活自立支援事業や身寄りのない人への生活支援サービス等も含めた総合的な権利擁護支援施策の充実が掲げられている。

本特集では、都道府県・指定都市社協、市区町村社協の協力を得て行った、「社協における成年後見制度にかかる取り組み状況調査」の概要を報告するとともに、総合的な権利擁護支援への取り組みに関する事例を紹介する。

社協における成年後見にかかる取り組み状況調査結果の概要

実施時期：令和3年11月8日～11月26日（調査対象時点：令和3年9月1日）
調査対象：1,884社協（市区町村社協：1,817社協、都道府県・指定都市社協：67社協）
回答社協数：1,825社協（市区町村社協：1,758社協、都道府県・指定都市社協：67社協）
回収率：96.9%

1. 法人後見の受任状況

法人後見の受任状況について聞いたところ、574か所（31.5%）の社協が受任していた。受任社協数は、前回（令和元年度）調査結果（490か所）と比較して17.1%増となっている。

受任している件数は全体で6,446件であり、前回調査結果（4,933件）と比較して30.7%増と大きく伸びた。内訳としては、後見類型が最も多く、4,272件（66.3%）、次いで保佐類型が1,607件（24.9%）、補助類型が410件（6.4%）、任意後見が157件（2.4%）となっている。

受任社協数および受任件数の推移は表1のとおりである。

一方、法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない社協は57.5%であった。特に人口規模が5万人未満の自治体ではその割合が64.7%と高くなっている。受任体制の整備を進めていない理由としては、「財源が確保できないため」（53.1%）が最も多く、次いで「適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため」（41.9%）となっている。

2. 中核機関の受託および権利擁護センター等の設置状況

表1 法人後見の受任状況					
	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和3年度	受任している社協数	534	389	206	36
	受任件数合計	4,272	1,607	410	157
	1社協あたり(件)	8.00	4.13	1.99	4.36
令和元年度	受任している社協数	450	316	144	18
	受任件数合計	3,494	1,132	254	53
	1社協あたり(件)	7.76	3.58	1.76	2.94
平成29年度	受任している社協数	371	228	105	20
	受任件数合計	2,638	773	176	112
	1社協あたり(件)	7.11	3.39	1.68	5.6
R元年度とR3年度の受任件数比較		22.3%増	42.0%増	61.4%増	196.2%増
R3年度とR2年度の受任件数比較		30.7%増			

中核機関の受託、権利擁護センター等の設置状況については、表2の通りである。225社協（12.7%）が中核機関を単独もしくは広域にて受託している。177社協（10.0%）は受託予定となっており、157社協（8.8%）が中核機関を受託していないが、権利

擁護センター等を設置している。また、256社協（14.4%）は、自社協では受託（設置）していないが、広域圏内に中核機関もしくは権利擁護センター等が設置されている状況であることが分かる。

一方、広域も含めて中核機関や権利擁護センター等が設置されていない社協は963社協（54.2%）にのぼる。とくに人口規模5万人未満の自治体ではその割合が78.5%と高い。

中核機関を受託している社協が運営にあたり感じている課題について複数回答で聞いたところ、「職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上」（42.4%）、「中核機関の職員体制の拡充」（41.7%）、「中核機関の財源（委託費）確保」（38.5%）が多く、約4割の社協が挙げている。

なお、中核機関を単独設置にて受託している社協に、日常生活自立支援事業の実施体制について聞いたところ、「中核機関の担当職員で兼務している」（53.6%）が最も多く、次いで「兼務ではないが中核機関の同じ部署で実施している」（26.0%）、「中核機関とは別の部署で実施している」（16.1%）であった。

3. 成年後見制度利用促進に関する相談先について（市区町村社協）

成年後見制度利用促進の体制整備に関する相談先について複数回答で聞いたところ、相談先としては、「自治体」（72.3%）が最も多く、次いで「都道府県・指定都市社協」（50.5%）、「近隣の市区町村社協」（44.0%）となっている。一方で、「協議会・運営委員会等」は15.7%にとどまっている（図1）。

また、個別事例に関する相談先は、「自治体」（65.2%）

表2 中核機関や権利擁護センター等の設置状況

	社協数	割合
中核機関を受託している (単独もしくは広域にて自社協が受託)	225	12.7%
中核機関を受託予定 (単独もしくは広域にて自社協が受託)	177	10.0%
中核機関ではない権利擁護センター等を設置している	157	8.8%
中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	963	54.2%
広域で中核機関や権利擁護センター等が設置されており、自社協以外が受託（設置）している	256	14.4%
計	1,778	100%

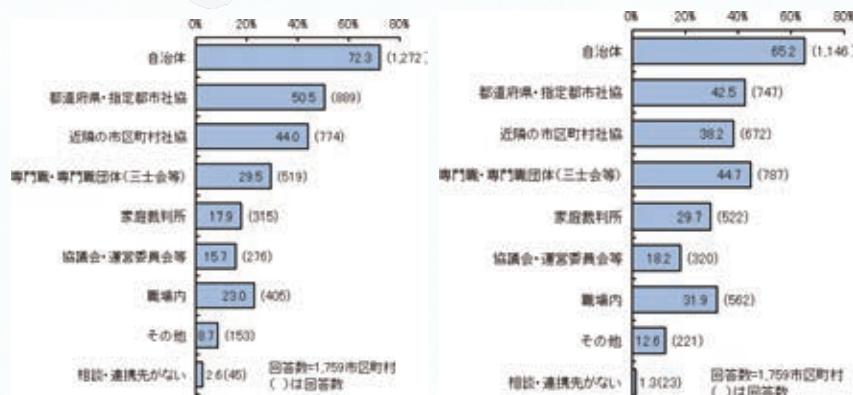


図1 体制整備に関して困った時や情報が欲しいときの相談先

図2 個別事例に関して困ったときの相談先

が体制整備同様に最も多いため、「専門職・専門職団体」（44.7%）となっており、連携が進んでいることがうかがえる（図2）。

4. まとめ

本調査により、法人後見の受任や中核機関の設置等について、社協における取り組みが着実に進んでいることが明らかになった。同時に、法人後見の受任体制の整備に関しては、財源確保や組織体制が大きな課題であることが浮かび上がった。今後さらに実態把握を進め、報酬のあり方を含めて課題を明確化するとともに、自治体の理解を得て公的財源の確保を進めることや都道府県域での法人後見の体制づくりの検討が必要と考えられる。

また、紙幅の関係上紹介できなかったが、本調査では市民後見人の養成や活動支援についても実施状況を聞いており、市民後見人に対する相談体制の整備、書類作成のチェックやアドバイス、マニュアル作成等の活動支援が広がりつつあることも確認できた。

第二期計画では、権利擁護支援を、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤」と位置づけており、社協内はもとより多職種・多機関、地域住民等と連携し、各地域で創意工夫しながら本人を中心とした支援・活動に取り組んでいくことが求められる。以降では、こうした取り組みの参考として、社協内での情報共有や関係機関との連携、独自サービスの工夫や業務の効率化等に関する実践事例を紹介する。

*本調査の結果詳細は、「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」(<http://www.zcwvc.net/>)に掲載しているのでご参照いただきたい。

*ご多忙のなか、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

事例 1

スクリーニング会議を取り入れた権利擁護支援の体制づくり

奈良県・奈良市社会福祉協議会

法人後見の取り組みと権利擁護センターの設置

奈良市社会福祉協議会（以下、市社協）では、日常生活自立支援事業（以下、日自）を実施するなかで、判断能力が低下した後の支援が課題になっていたため、平成26年度から「法人後見事業」を開始した。日自の利用者のなかで、成年後見制度への移行によって担当者が変わることが本人にとって望ましくないと思われるケースを中心に受任しており、現在は全ケースが日自からの移行である。

また、支援で培った経験を活かして、平成30年度からは奈良市権利擁護センター（中核機関を含む）を受託。取り組みにあたりネットワークの構築とチーム支援を重視し、広く市民や支援者を対象に、専門職が集まってワンストップで対応する「なんでも相談会」の開催や、支援者や専門職の連携強化へ向けた体制づくりを進めている。

これらの業務は、地域福祉第一課（正規職員12名、嘱託4名、非常勤4名）が所管しており、同課の生活福祉資金、奈良市若者サポートセンター、生活支援コーディネーターの各職員も相談対応等を兼務して担当し、課全体で業務にあたっている（令和4年3月15日現在）。

「スクリーニング会議」の開催へ

市社協が権利擁護支援に取り組むうえで大切にしているのは、社協内の連携である。日自の利用相談が増えるなかで、課題整理が困難で契約までに時間を要するケースも増え、また、最初に相談を受けた職員に対応が偏ってしまう課題もあったため、平成28年から、新規相談を日自の担当者全員で共有して、利用の適否や担当者を調整する「新規調整会議」を開催してきた。

そして、さらに相談が増加した令和3年度からは、権利擁護センターや基幹型地域包括支援センター等ほかの受託事業担当職員も含めて「スクリーニング会議」を行うこととした。

会議は、週1回開催し、日自の利用の適否以外に「どのような対応が必要か」「他に活用できる仕組みがないか」等、包括的な視点を持ちながら、一から検討する場となっている。他の相談事業の担当者も一緒に検討することで、社協内の連携を強化し、重層的支援体制の整備に取り組むことができている。

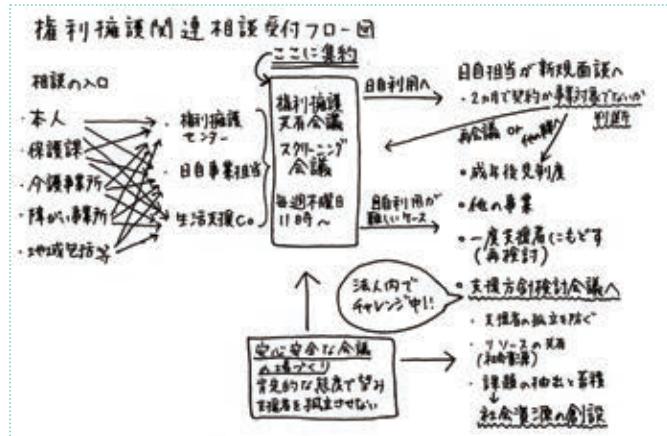
また、新規の相談事例だけでなく、現在各事業で支援している事例や担当業務を通じて把握した地域の課題、気になること、不安に思っていることなどを報告し共有する場にもなっている。

課題と今後の展開

市社協では、令和3年度から、生活支援コーディネーターも日自の利用者に関わりを持つこととした。利用者に関わる経験を通じてさまざまな気づきを得て、地域づくりに活かしていくことがねらいだ。生活支援員が地域で他の活動をされている場合も多く、個別支援と地域支援をつなぐツールとして日自が活用され効果が表れている。現在では、生活支援コーディネーターのところへ地域包括支援センターや民生委員・児童委員などから相談が入ることが増え、ニーズ把握の間口が広がった。

一方で、さまざまな入口から入ってくる相談について、社協内での共有が間に合わないという課題が出てきている。今後は、誰がどこで相談を受けても必ずスクリーニング会議にかけられるような仕組みづくりを進めていく必要がある。

最後に、成年後見制度の利用ニーズの増加が見込まれるなか、個人の扱い手を増やすだけではなく、法人後見を行う法人を社協以外にも増やしていくことも重要である。NPO法人や社協だけが受けるのではなく、市民後見人養成講座修了者などの扱い手が中心となって法人を立ち上げるなどの持続可能な組織化を目指して、県全体として法人後見を推進するような仕組みを県社協と一緒に考えていきたい。



事例 2

離島での権利擁護支援にかかる体制整備の取り組み

沖縄県・久米島町社会福祉協議会

法人後見事業の立ち上げ

久米島町社会福祉協議会（以下、町社協）では、平成11年度から「日常生活自立支援事業」（以下、日自）を開始し、平成20年度から「緊急時における金銭管理事業」を開始した。そして平成30年度には「法人後見受任事業」を開始し、令和4年度で5年目になる。

この3つの事業が開始された背景として、離島特有の課題がある。日自は沖縄県社協が実施主体であり、初回の面談から実際の支援まで、都度県社協とやり取りを密に行うため、利用者への対応にタイムラグが生じていた。そして、判断能力はあるが身体に障害があつたり、末期がんで入院しているといった、日自には該当しないが支援が必要なケースがあるなどの課題があつたことから、町社協独自の「緊急時における金銭管理事業」が開始された。事業の内容としては日自と大きな違いは無く、相談から契約、支援実施をスピーディーに行えるというメリットがある。

2つの事業を実施していくなかで、判断能力が低下した方は「日自」や「緊急時における金銭管理事業」の利用ができなくなり、町社協が行える支援には限界があつた。当時、そのようなケースは島内に1人だけいた司法書士が支援を担っていたが、今後も増加が見込まれる成年後見制度の利用者に対し、専門職が足りない現状があり、町社協でも「法人後見事業」を開始する流れとなつた。また、開始当初は法人後見の対象者を生活保護受給者に限っていたが、コロナ禍により島外の専門職の支援が厳しくなつたため、収入要件を緩和し、幅広い対象者を受け入れる体制にするため要綱の変更も行つた。

より効率的な支援に向けて

現在「法人後見事業」について、より効率良く支援ができるように業務管理システムの導入と金銭管理のキャッシュレス化、後見支援員の配置を検討している。

事務処理方法は、現在、ExcelやWordを用いて利用者状況一覧、金銭管理票、出納帳などの記録を残しているが、システムを導入することにより、ミスをなくし手間を省くことができる。また、法人後見支援員の情報・支援記録・賃金支払いの事務などもシステムで管理が可能になる。

ここ数年で受任件数が増え、行政にもシステム導入の効果を説明したところ理解を示してくれたため、今年度からの導入に向け準備を進めている。

金銭管理においては、キャッシュレス化など、効率的な方法がとれないか模索中である。

ネットバンキングでの支払いや電子マネーの使用などを含め、県社協や金融機関、そして利用者とも話し合いながら、方法を検討していきたい。

他の地域で良い方法で実施している例があれば参考にしていきたい。

関係機関と連携して取り組む

行政との連携については、月に1回、後見事業に関する情報共有の会議を行つてゐる。そこでは、申し立てが必要な人の検討や、法人後見での困難ケースの相談をしている。

社協の支援の状況をタイムリーに共有できているため、今後の権利擁護支援の体制づくりと一緒に進めていくうえでの連携づくりにつながつてゐると言えている。小さな島で社会資源が少ないが、関係機関とは、顔が見える関わりを作りやすく、成年後見人の業務を理解してもらいつつ、互いにできるところをカバーしながら連携を取るよう努めている。

今後利用者が増えていくことは明らかだが、それでも支援の質が落ちないように、利用者がメリットを感じられるように、そして事業を立ち上げた職員の努力を無駄にしないように取り組んでいく必要があると感じている。



「成年後見制度研修会in久米島町」の様子

居住支援の必要性と社協への期待

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、解雇や離職、収入の減少等による生活困窮者が急増した。コロナ禍においては緊急対応が必要な相談も多く寄せられ、現金や現物給付による支援が求められる場面が増えた。なかでも住まいに関する相談は、人々の生活に直結する課題としてその重要性が高まっている。

本特集では、全国居住支援法人協議会会長の村木厚子氏に、居住支援の必要性や居住支援法人の制度概要、社協に期待すること等についてご寄稿いただくとともに、令和3年度から居住支援法人として活動している静岡県・菊川市社協の取り組みを紹介する。

～住宅×福祉で地域を創る～

一般社団法人全国居住支援法人協議会 共同代表 会長 村木 厚子 氏

1 コロナで一層明らかになった居住支援の重要性

新型コロナウイルスの感染が長期化するなか、多くの人たちの暮らしが危機にさらされている。相談や貸付業務などを担う社会福祉協議会（以下、社協）の皆さんには、そうした厳しさを実感しているに違いない。なかでも、住宅を失う、あるいはその恐れのある人の増加は目立っている。「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書（令和3年3月一般社団法人北海道総合研究調査会）」によると、自立相談支援機関に新型コロナウイルス感染症の影響について聞いたところ、8割が「住まいに課題のある相談が増えた」と回答している。

住居確保給付金は、リーマンショックの際に緊急支援措置として創設されたものが、生活困窮者自立支援法で制度化されたものだ。今回の新型コロナ感染拡大時には、離職や廃業だけではなく休業等により収入が減少した者にも対象が拡大され、支給期間の延長や再支給も可能となった。給付金の支給件数は、令和2年4月から令和3年3月までの累計で約14.0万件と、前年度の支給件数の約4,000件から急増し、大きな役割を果たしている。リーマンショックという過去の危機への対応策が、今回の危機に役立ったという意味でも意義は大きい。

しかし、この制度には一つの大きな限界がある。この仕組みは現金給付であり、住居そのものは当事者が確保

する必要があるということだ。

生活困窮者自立支援制度では、この住居確保給付金に加えて、平成31年4月から、一時生活支援事業を拡充し、シェルター等を退所した者等に対して入居支援から入居後の見守り支援まで一貫した支援を行う仕組みが制度化されるなど支援は強化されている。こうした事業には、住宅を探したり、契約を結ぶといったことの支援が含まれているが、その場合であっても、まずは入居者に適した入居可能な住居があるということが前提となる。

このことは、今回の新型コロナ感染下で困窮している者への支援に限らない。一定の介護や見守りを必要とするようになった高齢者が地域で暮らす、児童養護施設を出た後の若者が自立して暮らす、障害のある人が病院や施設を出て地域で暮らす等々、さまざまな場面で入居可能な住宅の確保は大きな問題であり、福祉に携わる関係者にとっては、一つの大きな課題であった。

「衣・食・住」と言われるように「住」は暮らしの大きな柱ではあるが、特に生活に一定の支援を必要としている人にとっては、どこにあるどんな住宅で暮らすかが決まるによって、初めてどの自治体の福祉サービスが使えるか、地域にはどういう社会資源があるのか、声かけやちょっとした手助けをしてくれる人が近くにいるのか、どの病院に通うのか、近隣に通いやすい居場所はあるか等々、多くのことが決まる。私は、住宅はケーキ作りに例えれば土台になるスponジであり、これがあつて初めて、生クリームを塗ったり、イチゴを載せたりしてケーキをつくることができるのだと思っている。

2 居住支援法人の制度概要と動向

支援の必要な人向けの住宅確保については、ハードである住宅を所管する国交省と、ソフトである生活支援を担当する厚労省のはざまでなかなか進まなかった。しかし、平成29年に国交省所管の住宅セーフティネット法の改正によってつくられた「新たな住宅セーフティネット制度」により「居住支援」が進められることとなった。

ここで「居住」という言葉について簡単に説明をしておこう。「住居」「住宅」といった言葉は聞き慣れているが、「居住」は聞き慣れない。ウィキペディアによれば、「一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。…中略…そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、子どもを育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、生活をして行くこと」とある。「ハード」の住まいと「ソフト」の暮らしという両面を含んだ言葉だ。

新たな住宅セーフティネット制度は福祉における住宅の悩みを解決する大きなツールとなる制度であり、社協を始め福祉関係のさまざまな団体、事業者等が主体として活躍できる分野でもある。そこで、この制度について紹介をしたい。

制度が生まれた背景から説明しよう。わが国においては、高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などは、民間賃貸住宅の入居を拒否される傾向がある。これは、家主や不動産事業者が、孤独死や家賃の不払い、近隣住民との協調性などについて心配を抱えるためだ。しかし、高齢化の進展等でこうした層は今後ますますの増加が予想されている。一方で、人口減少に伴い、民間の空き家・空き室は増加し、平成30年現在、848.9万戸にも上っている。実は「ハード」はあるのだ。こうしたなかで、家主の不安を解消できる仕組み、すなわち、「ソフト」面の支援を提供し、安心して住宅が貸し出せる環境を創り出せば、家を借りる側、貸す側双方にメリットが生まれる。

住宅セーフティネット法では、居住に課題を抱える人を「住宅確保要配慮者」という。具体的には①低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%））、②被災者（発災後3年以内）、③高齢者、④障害者、⑤子ども（高校生相当まで）を養育している者、⑥国交省令で定める者だ。この⑥には外国人等、東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）のほか、自治体が供給促進計画において定める者が含まれる。つまり、自治体がその気になれば、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、

LGBT、UIJターンによる転入者等を対象に含めることができる。

制度の骨格は図1に示すとおりだ。まず、賃貸人は都道府県等に要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する。要配慮者専用の住宅に関しては、改修費用の補助や家賃低廉化の補助がある。また、家賃債務保証会社は、家賃債務保証料の補助が受けられる。そして、要配慮者に対して入居前・中・後の支援をする法人として「居住支援法人」の制度が設けられている。

居住支援法人の指定は都道府県知事が行う。指定を受けられる法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等だ。居住支援法人の業務としては、①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供・相談、③見守りなど要配慮者への生活支援などだ。これらの業務の一部だけでもよい。居住支援法人向けには、国交省からの補助金もある。

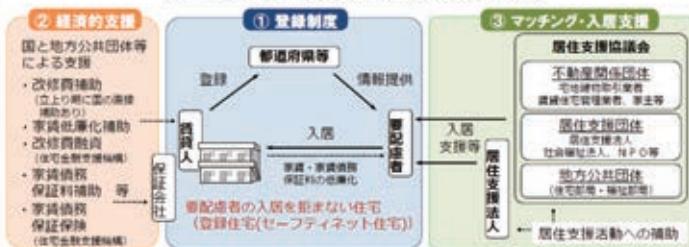
令和3年7月31日現在、指定された居住支援法人は442法人、法人の属性で見ると株式会社が182、NPO法人が107、一般社団法人65、社会福祉法人43と続く。社協も13（令和4年2月時点では15）が指定を受けている。法人の母体となる事業を見ると、福祉サービス関連（在宅・入所施設）が100と最も多く、次いで、住宅・不動産関連75、就労支援72が続く。この事業が「福祉」と「住宅」をつなぐと考えると、双方の分野から多様な法人が参入をしていることがわかる。各法人が母体となっている事業等得意を活かしつつ、未知の分野について新たに学んだり、その分野を得意とする他の法人等と連携して事業を進めている。

この制度には、もう一つ重要な仕掛けが組み込まれている。地方自治体単位で設置される「居住支援協議会」だ。これは、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、地方公共団体（住宅部局・福祉部局）、不動産関係団体、居住支援団体等が参画してつくる協議会だ。主な活動内容は、①メンバー間の意見・情報交換、

図1 新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



②要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋、③住宅相談サービスの実施（相談会の開催、住宅相談員の配置等）、④家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介、⑤賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催だ。地域に「住宅」×「福祉」のネットワークを創ることによりこの新たな制度がうまく機能することを助けていこうというのだ。令和3年7月31日現在、全都道府県、そして64の市区町村まで設置が進んでいる。

3 社協に期待すること

新たな住宅セーフティネット制度が機能するかどうかのカギを握るのは、居住支援法人だ。なぜなら、この制度の胆は潜在的にはあるはずの「ハード」、すなわち住宅の供給を、居住に関わる支援サービスという「ソフト」を提供することによって顕在化しようとするところにあるからだ。

こうした仕組みの重要性を実感したことがある。今から20年近く前、精神障害者の人たちが地域で暮らすことが難しかった時期に、多くの精神障害者が社会福祉法人の助けで病院を出て、地域で民間のアパートを借りて暮らしていると聞き視察に行った。最初は部屋を貸すことを躊躇していた大家さんも、社会福祉法人が日常生活の見守りを行い、さらには家賃の集金なども代行することで、何の心配もなく部屋を貸せるようになったという。私たちが訪れたちょうどその時、大家さんからその社会福祉法人に対し「必要なら、もう一棟建てましょうか」という申し入れがあった。これこそが居住支援法人の役割だろう。

この制度を育てていかなければならぬ。そこで、社協の皆さんにもぜひ協力をいただきたい。お願いの1つ

は、居住支援法人になってほしいということだ。先に見たように、指定を受けている居住支援法人は442だ。市区町村の数が1747であることを考えると決して十分な数ではない。ぜひ、名乗りを上げてほしい。図2は、居住支援法人が、実際どんな業務をどのように行っているかを見たものだ。多岐にわたる業務が行われているが、社協が日ごろの業務の中すでに実施しているものもかなりあるのではないか。

では、あまり経験のない業務はどうすればいいのだろうか。「令和2年度居住支援法人フェースシート調査」（国交省）によると、「住まいに関する相談」、「内覧同行や賃貸借契約時の立会い」、「定期、または随時の訪問（見守り、声掛け）」、「安否確認・緊急時対応（緊急通報・駆け付けなど）」については多くの居住支援法人が自ら実施している。一方で「家賃債務の保障」、「家財処分・遺品整理」、「葬儀、納骨等」などについては、他との連携により実施している法人の方が多い。「住宅」×「福祉」という広い分野を対象とする居住支援なので、社協の得意分野を活かしつつ、社協だけでは解決できない分野についてはさまざまな関係機関と連携していくという視点が大切である。

2つ目のお願いもそこから出てくるものだ。地域にある居住支援法人の連携先となっていただきたい。不動産関連事業が母体の居住支援法人も多く、福祉分野の連携先を求めている。また、福祉分野を母体とする居住支援法人であっても得意不得意はある。福祉全般に知見を有する社協が連携することでより良い支援ができるだろう。

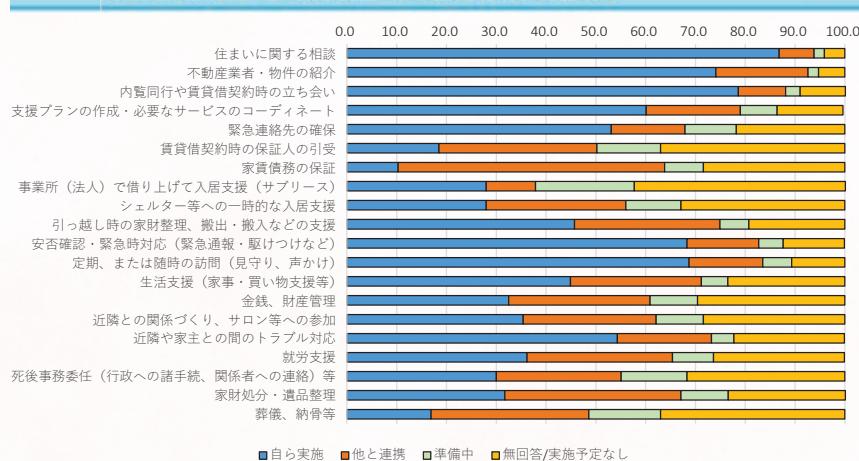
3つ目のお願いは、地域における居住支援法人協議会に参画し、リーダーシップを取っていただきたいということだ。自治体の住宅部局と福祉部局、不動産関係者、福祉関係者というこれまでにない異なる分野の連携には「つなぎ役」が必要だ。地域の現状に詳しく、広範なネット

ワークを持つ社協は適任だろう。地域に「住宅」×「福祉」のネットワークを築くことは、私たちが目指す地域共生社会づくりにも大いに役立つに違いない。どうか、全国の社協のみなさまの力を貸していただきたい。居住支援法人で構成する一般社団法人全国居住支援法人協議会も設立・運営の支援をしているのでぜひ活用してほしい。

一般社団法人全国居住支援法人協議会のホームページは[こちら](http://www.nraf.or.jp)



図2 [国交省アンケート結果]居住支援法人の支援内容



事例

多機関連携の生活困窮者支援から居住支援法人への発展

静岡県・菊川市社会福祉協議会

1. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

菊川市では、生活困窮者自立支援制度が創設される以前の平成23年度から、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えている世帯等の事例検討の場として、市内の社会福祉法人やNPO法人等が参加する「セーフティネット支援ネットワーク会議」（以下、ネットワーク会議）を設置しており、その全体のコーディネートを菊川市社協（以下、市社協）が担っている。入口支援の総合相談として市社協が相談を受け止め、会議で関係機関と情報共有および事例検討をし、必要に応じて出口支援として参加法人の経営する社会福祉施設等にて支援している。多機関との連携・協働の場ができたことで、制度の狭間にある課題について、それぞれの法人が強みを活かしてさまざまな具体的な支援を行うことができている。

生活困窮者自立支援制度が始まった平成27年度からは自立相談支援事業と家計改善支援事業を受託し、ネットワーク会議は、支援調整会議と2枚看板で月に1回開催している。この仕組みを通して、制度の狭間等でつなぎ先がなかったケースにも対応ができるようになった。

2. 居住支援法人指定を受けた経緯

安心した生活を送るために住まいに関する支援は必要不可欠であり、ネットワーク会議による多機関との連携を通じて、社会福祉施設の空き部屋の活用等により一時的な生活支援や住まいの提供を行っていた。一方で、生活困窮者支援の対象者は身寄りのない人や支援者がいない人が多く、民間アパート入居や施設入所の際に、求められる連帯保証人や身元保証人を立てられなかったり、緊急連絡先がないことで入居先が決まらないという課題があった。

市社協が、連帯保証人になる以外の方法がないか悩み、県社協による市町社協の会議などでも身元保証等について協議や情報共有を重ねた。そのようななか、福岡市社協への視察を通じ居住支援協議会の取り組みを知り、居住支援法人として身元保証等の支援を行うことが可能であることがわかり、所定の手続きを経て令和3年4月30日、静岡県より居住支援法人の指定を受けた。

3. 居住支援法人としての取り組み

指定を受けた後は、まず不動産会社にチラシを持って回ることから始めた。居住支援法人の認知度が低いので、不動産会社と支援機関等による居住支援の勉強会を開催し、ネットワークづくりを進めた。そのなかで、居住支援法人として緊急時の連絡先になることが可能であることや、高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の協定を締結しているので、仮に不動産会社の保証会社の審査を通らなくても保証が可能なことを伝え、不動産会社にも安心してもらうことで協力を得ていった。昨年12月には、不動産会社、菊川市都市計画課、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員と居住支援に係る勉強会を行い、現状の課題や今後の支援について検討を行った。

令和3年度の実績としては、入居前支援（情報提供・相談、契約立ち合い等）が13件、入居中支援（見守り、生活相談、就労支援等）が8件である。また、生活困窮者のなかには身寄りがない人も多いので、市社協として任意後見の受任体制を整え、市社協で養成している市民後見人を法人後見支援員として位置付けるなどの支援の方法等も検討している。今後も、地域ニーズに基づき、単に住まいの提供だけでなく、その後の生活などの継続的な支援を行うため、地域住民や社会福祉法人等とともに地域福祉の推進に努めたい。

菊川市における支援調整会議
+菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議
(支援会議)



全社協・地域福祉推進委員会 社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会「コロナ禍における生活困窮者支援の状況に関する調査報告書」もご参照ください。



生活困窮者支援

本連載では、コロナ禍において顕在化した地域生活課題に対する全国の社協の取り組みを紹介していきます。

第1回目の本号は、滋賀県・大津市社協の特例貸付を入口としたアウトリーチや継続的な支援について紹介します。

特例貸付の状況分析による継続的な支援と地域への発信

滋賀県・大津市社会福祉協議会

総合相談を要にした地域福祉の展開

大津市社協（以下、市社協）では、総合相談を「地域福祉の戦略」と位置づけ、局内連携を図ってきました。地域のなかで困りごとがあった場合は「まずは市社協へ」をキャッチコピーに、寄せられる相談について「誰が、何に困っているのか」を整理しながら、局内で横断的に対応し、相談者と一緒に解決してきました。あわせて、民生委員・児童委員や、新聞業者等との見守りの連携により、地域のなかのSOSを「待つ」のではなく、地域に入って「つかみにいく」仕組みを構築。また、大津市の地域福祉計画の推進や民児協、福祉施設連絡会など地域福祉の事務局を担うとともに、それらの活動を行政にプレゼンすることなどを通して、社協について理解してもらい、次第に行政からも信頼を得て、当初は数名だった職員数も徐々に増やしていくことができました。

また、組織としても総合相談対応ができる人材を育成するため、キャリアパスガイドブックの作成やメンター制度、目標管理制度の導入などを通し職員のモチベーションを高め、人材定着の仕組みを作っています。

コロナ禍での社協活動

令和2年3月25日から始まった特例貸付の対応では、窓口の開設2日目で2週間先までの予約が埋まるような状況だったので、BCP計画の見直しを行いました。日常生活自立支援事業など、途切れさせることのできない業務の担当者以外は応援に入ることで、それまで2名体制だった特例貸付の対応を、令和2年4月から5月までは30名体制で対応しました。その後、臨時・派遣職員を増員し、局内の臨時的な応援体制を解いていきました。

これまで貸付業務の経験がない職員も対応に当たることになったので、より一層情報共有を意識し、職員を孤立させない取り組みを大切にしてきました。その一つが毎日の朝夕のミーティングです。災害ボランティアセンターの経験から生まれたもので、相談者に関する情報や業務のなか

で良かったこと、課題とその対応に分けて共有していました。それでも、威圧的な態度の相談者への対応によるストレスや先行きの見えない状況を理由に、令和2年度で3名の職員が離職することになりました。一方で、県内や全国の社協の情報やネットワークにとても支えられ、改めて社協同士がつながることの大切さを感じました。

特例貸付の利用者の分析によるつながり続ける支援、アウトリーチ支援

生活困窮に関する相談の入口として一番多かったのは特例貸付です。そこで、特例貸付の利用者に電話や訪問による聞き取り等を行い、全ての利用者に何とか1回は直接話を聞けるようにしました。「困ったらいつでも市社協に相談してほしい」ということを伝え、利用者とのつながりが切れないようにしてきました。また、本人の状況とあわせて世帯全体の状況も聞き取り、利用者本人以外に支援が必要な家族がいないかの確認を進めました。さらに、令和3年7月から開始された生活困窮者自立支援金申請書の発送の際は、市役所と協議し、自立相談支援機関への相談希望をうかがう書類を同封し、希望者には相談を受けられるようにするなど、さまざまな場面を活用して地域のなかのSOSをすぐにキャッチできるようにしてきました。

あわせて、特例貸付を再貸付まで全て借り切るタイミングを見計らい、令和3年5月からは、特例貸付申請時の状況確認シートの情報をベースに、先述の電話等による聞き取りで得た情報を蓄積していたデータを活用して、貸付終了者の分析調査を実施。調査の一番の目的は、無職の人や滞納・多重債務のある人など、貸付による支援が途切れてしまったらすぐに生活に困窮してしまう、最優先でアプローチをすべき人たちがどれくらいいるのか把握することでした。

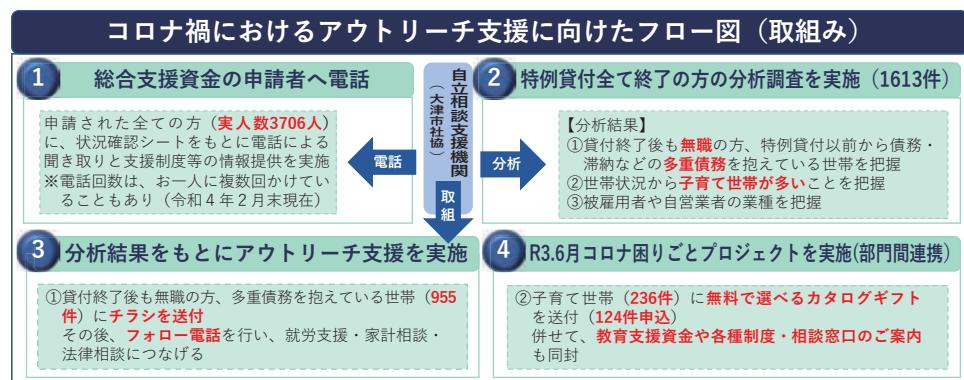
分析を進めると、無職、失業、廃業、休業等の状態の人々が約20%、また、特例貸付以前から債務がある人が約40%いることが分かりました。このような、早急に支援をした方が良い人には法律相談や就労支援、家計改善支援

についての案内を送付。さらに、その後の具体的な支援に向け、優先すべきケースの考え方や、アウトリーチの手順と方法について全員でルールを共有しました。気になるケースについては朝夕のミーティングで情報共有をするとともに、電話やメール、手紙でもつながらない場合は、2人体制で訪問し、得られた情報を共有しながら、継続的な支援につないでいきました。

また、これまであまり社協と関わりのなかった自営業者は約25%を占めており、業種も建築・土木関係や飲食関係を中心に多岐にわたりました。仕事の内容が分からずには、率直に「どんなお仕事なんですか?」とうかがい、支援者と相談者という関係ではなく、普通の会話のなかで必要に応じた情報を伝えながら、「社協に相談すると情報が得られる」と思ってもらうことで信頼関係を構築していきました。

実践の記録と蓄積を地域に発信する

市社協で大切にしてきたのは、現場の状況を伝えるため、記録や可視化を徹底し、それらを地域のなかで発信していくということです。単に「コロナ禍で生活困窮者が増えて大変だ」と、漠然と訴えても身近な問題とはとらえてもらえない。常に実践を記録し、具体的に伝えていくことが重要だと思っています。そのため、今まで約30回の市民に向けた講演を行いながら市内の状況を具体的に伝えてきました。あわせてこれらのデータは市役所にも提供し、市とも共有を図りました。また、各学区の状況を数値化して学区社協や民児協の会議で伝えることで、役員が「うちの地区にこんなに生活困窮者がいるのか」と関心を示し、



「何かしなければ」という思いにつながっていました。

地域への発信の結果、企業からの寄付も多く集まりました。それらは、子育て世帯へのギフト企画などさまざまな「コロナ困りごとプロジェクト」の企画に結びつき、新たな支援へつながっています。

組織としてのソーシャルワーク機能の強化をめざして

今後、特例貸付の償還への長期的な対応が始まります。滋賀県では、償還に関する事務は県社協、特例貸付の利用者の生活・相談支援は市町社協で行う予定で、それに向けた職員体制の強化に係る予算も提示されています。今後の長期的な支援はとても大変なことですが、社協にとってこれはチャンスであり、非常に重要なことです。単に償還に係る支援のための職員増強ということだけではなく、「社協全体のソーシャルワーク機能の強化」に向けて腰を据えて取り組んでいきたいと思います。

地域の情報 大津市

人口：344,174人（令和4年2月1日現在）、世帯数：153,795世帯、高齢化率：約24.7%

生活困窮者自立支援制度 受託事業

自立相談支援事業、子どもの学習支援・生活支援事業

特例貸付を入口にしたつながり続ける支援

大津市社協では、特例貸付をきっかけに社協につながった借受人とその後もつながり続け、支援を届けることを大切にしています。そのためにコロナ禍でも力を入れていたことが、アウトリーチです。もともと、コロナ禍前からアウトリーチに力を入れており、その効果やメリットを職員が熟知していたとのこと。だからこそ、感染対策を講じながら、コロナ禍前と同様にアウトリーチを推進することにつながったそうです。

このお話を伺い、コロナ禍の実践も、実はこれまでの積み重ねの延長線上にあり、日ごろからできている

ことが「今」に活かされるのだと気づかされました。

この約2年間、私たちは「コロナ禍だから…」が口癖になり、できない理由ややらない理由を並べがちになっていないでしょうか。今回の大津市社協の取り組みをみると、相談件数が急増し混乱しているなかでも、データ分析や地域への情報発信を行い、新たな支援の輪を広げたり、新規の企画を立ち上げることに成功しています。ぜひ、今回の記事から「ピンチをチャンス」に変えるための沢山のヒントを見つけていただきたいです。

上智大学総合人間科学部 社会福祉学科
准教授 鎌木 奈津子





世界各国からの船舶で賑う国際貿易港を望む港公園内の展望塔（写真提供：神栖市）

政機関等に人材派遣を行い、福祉相談窓口の強化を図っているのだ。その具体的なシステムについて、取材した。

コロナ禍において特例貸付等の業務に追われ、職場内での人材育成が十分実施できていない社協が多いなか、神栖市社協では非常にユニークな人材育成方針を貫いている。正規職員全員が社会福祉士などの国家資格の取得をめざし、ソーシャルワーカーの専門家として行

社協データ

【地域の状況】（2022年3月末現在）

人 口 94,779人
世 帯 数 43,104世帯
高 齢 化 率 24.0%

【社協の状況】（2022年3月現在）

理 事 18名
評 議 員 31名
監 事 2名
職 員 数 22名
(正規職員18名、非正規職員4名)

【主な事業】

- 地域福祉推進事業
- 精神保健福祉支援事業
- 成年後見制度に関する事業
- 日常生活自立支援事業
- 精神障害者デイケア事業
- 障害者相談支援事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活福祉資金事業
- 障害者計画相談事業
- 労働者派遣事業

国家資格の取得にこだわった理由

神栖市社会福祉協議会（以下、市社協）が、正規職員全員が社会福祉士等国家資格の取得をめざすという考え方を導入したのは、2006年のことである。その経緯について、橋田勝事務局長は次のように語る。

「きっかけとなったのは、阪神・淡路大震災の時に私が被災地支援で現地入りした際、全国から派遣された社協職員たちが被災者の支援ニーズをどのように把握していくのか、そのためのスキルアップとして社会福祉士試験について話し合っている姿に触れたことでした。被災地支援で忙殺されながらも、支援力のスキルアップに向けて必死に勉強を続けて資格を取得しようと頑張っている人がいる。とても刺激を受け、遅まきながら私も社会福祉士にチャレンジしようと思ったのです」

改めて福祉のイロハを学ぶことで、社協に求められている本質が見えてきた。自治体からの要請に応えるだけの組織ではなく、地域に潜んでいるニーズをくみ上げ、支援体制をゼロから構築する活動を進めたいと考えるようになったという。まず取り組み始めたのが、精神障害者への支援だった。当時、市内には精神

障害者の居場所がほとんどなかったため、社協の自主財源で精神保健デイケアを立ち上げた。そこに集まってきた多数の利用者への支援実績をもとに、行政へ事業の意義を提案。結果として、市の精神障害者デイケア事業として受託し、業務を任せられることになったのである。

福祉の専門家集団であるために

社協が地域のニーズを把握し、自主財源で実践した後、新たな福祉施策を行政に提案し、それを委託してもらう——市社協の新たな能動的活動スタイルは、こうして始まった。行政の手続きのなかでは、どうしても少数派の施策は後回しにされがちだ。社協だからこそ、行政がやりにくい部分に光を当て、制度化へと動き出すことができる。

問われてくるのが、職員の資格問題だった。社協職員は基本的に福祉分野以外への異動がない。そのため、行政職員と比較すると福祉全般に関する知識は豊富である。しかし地域の専門職（医師や弁護士等）とやりとりする段階になると、社協の看板だけでは通用しない。やはり一定の国家資格を持ったソーシャルワーカーとして対応しないと、対等な立場で対象者の支援方針を議論するこ

とが難しいのだ。

橋田事務局長はそんな思いもあって、職員に国家資格の取得をめざすよう義務づけた。正規職員である限り、基本的に社会福祉士を取得する。続けて精神保健福祉士、そして社会福祉士相談実習指導者の資格等をめざしてもらう——この方針は、「第2次地域福祉活動計画改訂版」（平成17年度～平成21年度）にも正式に明記されている。

「資格取得をめざすことを義務づけたのは、職員の処遇を保障するためでもあります。国家資格をもつ職員を標準職員とし、昇級や賞与にも影響することを明文化しました。これにより行政職員と同程度の給与水準を保っています。同時に資格取得を後押しする制度も創設し、必要経費の4/5を助成できるようにしています」と、橋田事務局長。

もちろん「資格がある」からといって、「仕事ができる」ことに結びつかないのは事実だ。しかし市社協が福祉の専門家集団として関係者から一目置かれる存在になるためにも、社協職員は「国家資格者であるべきだ」という認識を全職員が持つてほしいと、橋田事務局長は訴え続けてきたのである。結果は社会福祉士取得率77%、精神保健福祉士取得率72%という数値に現れている。

神栖市

(茨城県)

茨城県最南端に位置する市。隣接する鹿嶋市とともに、鹿島臨海工業地帯を形成する。以前は農業と漁業が中心の陸の孤島と呼ばれたが、鹿島開発によって重化学コンビナートが建ち並び、工業立地企業からの収税が財政を支えている。2005年に神栖町が波崎町と合併し、現在の神栖市となった。

行政機関等への人材派遣業をスタート

さらに市社協では、2014年から国家資格のある職員を行政等に派遣するという新しい事業をスタートさせている。特定労働者派遣事業として厚生労働大臣に届出（2018年一般労働派遣事業の認可を取得）、社協職員を市役所の各課に常駐させるという内容である。橋田事務局長は説明する。

「行政の福祉各課の相談現場では、社会福祉士や精神保健福祉士の専従配置が進まないなかで、精神障害を抱える生活保護受給者への援助や児童虐待の疑いのある世帯への関わり、認知症がある高齢者夫婦への包括的支援など、複雑な相談が増加し資格と一定の経験を有するマンパワーをいつも求めている状況でした。他機関と連携しながら解決まで丁寧に市民に関わることを求められる行政職員をバックアップし、さらには福祉各課でソーシャルワークを定着させていく仕組みづくりに協力できればと、資格のある社協職員を派遣したいと申し出たわけです」

行政としては、願ってもない提案だった。人手不足を解消できるうえ、社協への助成金を「業務委託料」に振り替えることができる。派遣した職員のミッションは、ソーシャルワークの基本と庁内連携の重要性を福祉各課の職員に伝えていくことである。

効果は絶大だったと橋田事務局長は言う。現在は2名の職員が2課に派遣されているのだが（令和2年度までは4名を4課）、課をまたいだ連絡調整が格段に取りやすくなった。同じ社協の職員同士だから、相談があると即座にケースに応じたミ

ニ会議を実施できる。解決までのスピードは非常に早くなり、住民サービスが向上したのである。

「大切なのは、小さな会議や打ち合わせでも必ず担当課の同僚や上司に同席してもらうことです。社協職員だけでやってしまうと、任せっぱなしになってしまいます。人材派遣の最大の目的は、行政の縦割りを防ぎ福祉相談窓口のネットワークの強化を図ることですから。どんなに面倒な相談ごとであっても、社協を含めた関係者が協力しあえば問題解決につながることを理解してもらいたいと思っています」

るべき社協の姿を追い求めていく

橋田事務局長は、「誤解を恐れずによく言えば、『社協と行政のパートナーシップ』という言葉に若干の違和感がある」と話す。それは社協からの希望的観測であって、行政から本当に対等な存在と認められているのか。対等を目指さなければ、行政の下請け組織になりかねない。たとえ多少ぶつかりあっても、行政のやるべきこと社協のやるべきことを明確に分け、議論の中で役割分担していくべきだと考えている。

「こうした主張がはっきりとできるようになった背景として、やはり国家資格と誇る気持ちを持つ職員を多数抱える組織へと成長できたことが大きいです。『なんでもハイ、ハイ』と言われたことに従う組織でない分、行政の中にはやっかいな存在だ

と思われている方もいるかもしれません、現場責任者からの評価は非常に高いです。派遣した社協職員の働きに、行政職員からは感謝の声をいただき、派遣期間延長を依頼される状況です。そして何よりも社協の役割と機能を理解し、この一連の取り組みを後押ししてくれた行政の懐の深さに本当に感謝しています」と橋田事務局長。

人材派遣業はこれからも継続していく予定だが、今後は権利擁護支援により力を入れていこうと考えている。特に、身寄りがなく資力に乏しい人への成年後見制度の利用促進に向けた取り組みである。後見人が必要な高齢者や障害者は年々増え続けているが、市内では後見人を受任できる弁護士や司法書士等が少なく、後見人不足が市の大きな課題となっている。「どこかがやらなくてはならない課題なら、社協が引き受けるべき」——それが、市社協の基本スタンスなのだ。

社協職員の専門性を高め、行政を巻き込んだ市内全体の福祉相談窓口のネットワークの強化を図り、あらゆる相談に真摯に向き合っていく市社協の取り組みは今後さらに広がって、神栖市の中で存在価値を高めていくことだろう。



国家資格を持つ社協職員が行政機関等の福祉相談窓口を担う

連携・協働のチカラ

第1回

～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～

企業との連携で地域貢献活動を地域生活課題の解決につなぐ

東京都・大田区社会福祉協議会

企業との連携のきっかけ (企業とのつながり、企業のニーズの把握)

大田区社会福祉協議会（以下、区社協）において、企業との連携のきっかけとなったのは、令和2年春頃から急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、世の中の状況が一変したことである。感染症の脅威のなか、急激に生活困窮の状態となる方が後を絶たなかった頃、複数の企業から、「お困りの方へ何か力になれることはないか」と、区社協に声が掛かるようになった。これまで、つながるきっかけを持つことすらなかなか難しかった企業が、まさに「チカラ」となってくれたのである。このことから、企業との連携をその場限りのものとせず、継続して協力し合える関係づくりにつなげていくことをめざすこととした。

企業の地域貢献活動と地域生活課題をつなぐ取り組み

コロナ禍での地域貢献ということもあり、企業側の申し出は食に関するものが多くたため、人々の暮らしに欠かせない「食」を中心に、苦しい生活を余儀なくされている方と、少しでも役に立ちたいと考えている企業をつなげられるのではと、『一品のおすそ分けから始められる地域貢献活動』という分かりやすいフレーズで、フードドライブの活動を本格的に開始。あらゆる広報媒体を活用して周知



地元の駅ビル「グランデュオ蒲田」にて共同開催しているフードドライブイベントの様子

を行った。その結果、この2年間で50社以上に及ぶ企業等が本活動に参加するに至った。

また、地域貢献の活動に積極的な企業や関心・興味のある企業を集め、各企業で行っている取り組みの紹介や、実際に現場で支援を必要とされている方と関わっていることでも食堂の方等をお呼びし、現場の生の声を聞ける場をオンラインで開催。今後の活動のヒントになる機会も提供してきた。

今後の展望等

今後は食に関する限らず、企業が持っている強みと地域の福祉的ニーズを区社協がマッチングし、活動を提案していきたいと考えている。すでに、駅ビルの運営会社がフードドライブイベントを開催したり、郵便局長会が災害ボランティアの団体登録をしたり、学習教材を制作する企業が数多くの教材等を学習支援団体に寄付するなど、区社協との協働により、さまざまな形で企業の持つ強みが地域の大きなチカラとして活かされている。このような動きをさらに飛躍させていくことができればと願っている。

連携先からの 良かった！

グランデュオ蒲田（百貨店）

グランデュオ蒲田は、駅直結の百貨店として、街の活性化に努めることが私たちの責務だと考えています。地域文化や産業、活動をグランデュオ起点で発信し、ヒトとヒトとのつながりを築きます。継続して取り組むことでさまざまなコミュニティの輪を広げていきたいという想いでいます。当社から区社協様にご相談し、区社協様と連携して始まったフードドライブイベントは、近年、社会課題でもあるSDGsの「貧困をなくす」「飢餓ゼロ」分野に貢献できる活動です。駅ビルという立地と発信力で、活動の周知に少しでも貢献できたのであれば大変光栄なことです。今後は、区社協様とも連携しながら、フードドライブの周知をより強化するために、「食」に関連する別企画を考案し、合わせて大々的に告知することでさらなる認知度向上と広がりに貢献したいと考えています。

社協が取り組む

孤独・孤立対策に向けた

子どもの 食生活支援

社協、社会福祉法人・福祉施設等が行う
子どもの食生活支援に係る緊急助成事業

全社協は、令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の採択団体として、新型コロナウイルス感染症の影響等により、困窮する世帯の子ども等への食生活支援を行う活動団体に対する緊急的な助成事業を実施しました。

本事業では、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を実施する市区町村社協（21件）、社会福祉法人・福祉施設（18件）、NPO法人（48件）、ボランティア団体（84件）等の計183団体へ食糧費等の費用（上限30万円）の助成を行いました。

学校の休校や春休み期間中の子どもたちの居場所づくりを兼ねた子ども食堂等の開催や、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったことで、自宅待機となり、食料品の買い出しに行けなくなった子育て世帯への配食、

感染拡大防止の観点から、ドライブスルー形式での食料提供など、実施方法は各団体によってさまざまですが、子どもの食生活支援を通して、孤独・孤立や子どもの貧困への緊急的な支援が行われています。コロナ禍の影響により、共食ができなくなり、活動を休止せざるを得ない状況となった子ども食堂等も多くありました。一方で、失業や減収により生活に困窮する子育て世帯は増加しており、さまざまな工夫により活動を再開・継続し、子どもの食生活を支援するとともに、孤独・孤立の問題を防ぐことが重要です。

次号（6月号）からの本コーナーでは、本事業を活用し孤独・孤立対策に向けた子どもの食生活支援に取り組む社協等の事例を紹介します。

【活動例】

- 収入が減少して生活が困窮している世帯が、少しでも生活の不安を解消できるように、ドライブスルー方式で食料品等の無料提供を行う。
- 春休みの思い出づくりと人とのつながりを再構築することを目的に、園庭を開放し、会食やテイクアウトで食支援を行う。また、当日来られない方には、デリバリーにて対応する。
- 在宅で過ごす時間が増え、食事の費用負担が増加している家庭に対し、食料セットを作り、各家庭に配布することで、負担軽減につなげている。
- 行政機関や自立相談支援事業所等とも連携を図りながら、必要な家庭に食料が届くように調整している。
- 家族が新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者で自宅待機となり、家庭への食料品配達が必要になっているため、食堂での食事提供だけでなく、お弁当の配食を行っている。また、相談員が常駐し、生活相談にも対応している。

令和4年度 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター 職員体制

全社協地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターの令和4年度職員体制をお知らせします。本年度は右記のメンバーで業務に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

地域福祉部長／全国ボランティア・市民活動振興センター長 高橋良太

地域福祉部

副部長：水谷詩帆
参考事：岡崎貴志
部員：森山小穂、後藤裕香
福與紗菜、未廣香澄
出向職員：貴島健太

全国ボランティア・市民活動振興センター

副部長：楠聖伸
参考事：千葉和成
部員：由利侑耶、渋谷真那

2022年4/5月号 令和4年5月11日発行
編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部
発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858
代表者／越智和子
編集人／高橋良太
定価／220円（税込）
デザイン・印刷／第一資料印刷株式会社

編集後記

桜の季節も終わり、初夏となりました。自称・昆虫博士の我が家のだんご三兄弟にとっては、これからが盛り上がる季節です。昨年から育てている、おそらくクワガタと思われる幼虫は、今年こそは羽化するのでしょうか…。家族みんな楽しみにしています。

今年度から、4つの新連載がスタートします。コロナ

禍で、直接お話を伺うのが難しい状況ですが、誌面を通して、全国の社協のさまざまな取り組みやアツい思いをお伝えできればと思います。

今年度もよろしくお願ひいたします。

（森）

INFORMATION

書籍紹介 福祉教育推進員養成研修テキスト 2022年3月発行

原田正樹著／全社協全国ボランティア・市民活動振興センター 発行
発行部価格 700円（税込・送料別） B5判 102頁

全社協全国ボランティア・市民活動振興センターが開催する「全国福祉教育推進員研修」テキストとして作成。



アンケート

今後の企画・編集の参考に
させていただきますので、
読者アンケートにご協力ください。



社協職員の

シフクノトキ

第1回



佐藤 貴浩氏 (北海道・本別町社会福祉協議会 小規模多機能型居宅介護ゆうあいの里管理者)

2010年入職、介護現場を経験し、現在は小規模多機能型居宅介護の管理者として、地域の子どもから高齢者までの世代間交流や地域の困りごと・課題などについて、地域住民とともに取り組んでいる。

至福（シフク）のとき

高齢者、障害者、子どもと対象を区切った福祉ではなく、すべての地域住民と一緒に活動できるのが、社協職員としての仕事の楽しさだと日々感じています。「福祉は地域全体でつくりあげる」という「まちづくり」の視点でとらえ、その地域で暮らすさまざまな人たちと出会い、思いや声を聴き、地域性を鑑みながら、ともに実践しています。「我が事」として、人と人、人と資源、世代や分野を超えて地域で「丸ごと」つながることで、さまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた土地で誰もが自分らしく暮らしていける。住民同士が互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、ともに地域を創っていく。関係機関と連携し、地域ニーズに応じた型にとらわれない独自の支援展開こそ、社協の仕事の至福のときだと考えています。

人が人に関わる仕事だからこそ、自分自身にも人間としての成長とやりがいがあります。子どもから高齢者、認知症や障害のある方など、経験も価値も多様な人たちと会うことで、いつも新しい気付きや学びがあります。真摯に向き合い、ともに行動することで、多くの経験を得て価値観や考え方広がり、人の生活に寄り添うことで、思いやりの心、感謝、感動、共感、幸せを実感し学び合える仕事です。

地域密着型サービスにおける運営推進会議等を通じ、地域住民と一緒に餅つき交流会や夏祭り、そば打ちなどを企画して協働で実施することや、地域の行事に参加する機会も多くありました。こうしたつながりの中で、少しずつ自分の名前を知ってもらっています。地域の中で同じ経験をし、感情を共有することで、地域住民と社協

が信頼関係を築き、困りごと・課題に対してともに行動することができるのだと考えています。

地域に近い場所で、人々のさまざまな声に耳を傾け、それぞれの人生に寄り添い、どのように支えていくことができるのか考えています。「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いに対して、本人・家族と話し合いを重ね、最後に看取りケアを行った際、家族からの感謝の言葉をいただいた時には、「この仕事をやっていて良かった」と改めて感じ、忘れられないうれしい瞬間となりました。

利用者・家族だけではなく、地域ニーズにも真摯に向き合い、そして地域住民の方々とともに、一人ひとりの生活がさらに豊かになるように取り組んでいく、社協の仕事に誇りをもっています。



地域住民と協働による餅つき交流会を企画・実施

私服（シフク）のとき

小学生から始めたサッカーを現在も社会人リーグで続けています。また、地域のスポーツボランティアに所属し、子どもたちに身体の動かし方やサッカーを教えていきます。

こうした活動が地域の活性化やまちづくりにもつながることを期待しており、社協の仕事にも活かされています。



休日は地域のスポーツボランティアで活動

INFORMATION

書籍紹介 社協新人職員ハンドブック（第9版）

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 2021年5月発行
発行価格 600円（税込・送料別） B5判 85頁

「市区町村社協経営指針」（第2次改定版）や令和2年の改正社会福祉法の内容などを反映。

